

フランス第三共和制憲法成立前史

——「国防政府」の成立からティエールの退陣まで——

畠 安 次

はじめに

第三共和制憲法は、フランス憲法史上特異な位置を占めている。それは次の三点に要約される。第一に、この憲法は「断片的憲法」(constitution fragmentale)といわれるごとく、統一的な憲法典を成しておらず、三つの憲法的法律(*lois constitutionnelles*)＝「公権力の組織に関する一八七五年二月二五日の憲法的法律」、「元老院の組織に関する一八七五年二月二十四日の憲法的法律」、「公権力の諸関係に関する一八七五年七月一六日の憲法的法律」から成り立

正在憲法史上における第三共和制憲法の特異性としてあげた右の第一・第二点と第三点とは、逆説的関係にあるといわなければならぬ。それゆえ、この逆説的関係を成立せしめた原因の究明は、第三共和制憲法に関する史的考察の課題の一つとなる。

結論を先取りしていえば、その逆説的関係は、外的要因と内的要因から解明される。前者は、第三共和制憲法の成立から終焉に至る経済的・社会的・政治的情勢の推移に求められる。内的要因についていえば、それは第三共和制憲法の構造自体に求めなければならない。

ところで、右のような外的・内的要因の解説は、一八七〇年から一八七五年までの六年間にわたる第三共和制憲法成立過程についての理解を前提とする。しかし、この六年間の一連の過程は、その当初において普仏戦争からパリ・コミューンという内外の激動的情勢を伴つていて、憲法を生み出してゆく国民議会において、多数派である君主主義者と少数派である共和主義者の対立がみられるところである。そして、少なくとも理論的には、そのことが憲法の長期生命的根柢の一つとなっている。とすれば、フラン

ある」とから、党派利害のからんだ錯綜した審議過程がみられる」と等、その一端的な考察は決して容易でない。したがつて、(1)での考察は、「国防政府」の成立（一八七〇年九月四日）からティエール(Thiers)の辞任（一八七三年五月二四日）までを、右にみた第三共和制憲法の成立前史として捉え、国民議会における議論を概観紹介する」とに限定される。

註

(1) 一般的には三つの三つの憲法的法律を第三共和制憲法と呼ぶが、これら三つの法律の制定過程およびその後の修正等から考えて、これらの三法律のみを第三共和制憲法と呼ぶのは不充分だとする考え方もある。杉原泰雄「フランス第三共和国の諸憲法—解説と訳文」・比較法[略]一一〇頁以下参照。

(2) モーリス・オーリウ(Maurice Hauriou)は、この六年間の過程を次の三つの時期に区分している。(1)臨時政府(国防政府)の独裁期(一八七〇年九月四日から一八七一年一月二一日の国民議会召集までの五ヶ月間)、(2)国民議会の独裁期(一八七一年一月二一日から一八七三年の「七年制」le Septennat成立までの一年半)、(3)一八七五年憲法の準備・採択期(一八七三年一月から一八七五年一月までの二年間)。Maurice Hauriou, *Précis de droit constitutionnel*, 2^{ed.}, Paris, 1929, p. 326.

(3) 第三共和制憲法の制定過程については、杉原泰雄前掲論文のほか山本桂一編『トロッコス第三共和政の研究』が簡潔でよいが、国民議会における議論を詳しうるLéon Duguit et Henry Monnier, *Les constitutions et les principales lois politiques de la France*, 4^{ed.}, Paris, 1925 (pp. CXV-CLX) がより参考になる。本稿よりは長い節であるが大まかに、トロッコス、大革命期の国民議会の議論を詳細に検討した論文Léon Duguit, *La séparation des pouvoirs et l'Assemblée nationale de 1789*, (Rev. d'Economie politique, t. 7, 1893, pp. 99-132, 336-372, 567-615.) せん詳縦ではない。

一 国民議会の構成とその憲法制定権
一八七〇年九月四日、スタンの陥落により、フランスは非常事態に突入する。アラゴ(E. Arago)、ファーベル(J. Favre)、トゥリ(J. Ferry)、ガムベッタ(Gambetta)、ペーニー(Garnier-Pagès)、ドーハ(Glaiz-Bizoin)、ペルタ(H. Pelletan)、ルカール(E. Picard)、シモン(J. Simon)、ローナトオル(H. Rochfort)から成る臨時政府が「国防政府」(Gouvernement de la Défense nationale)として組織される。パリ市長トゥローハ(Trochu)が首班となる。
普仏戦争は、独裁帝制(l'Empire dictatorial)から自由主義帝制(l'Empire libéral)へと政策転換を余儀なくされたナポレオン三世およびトランヌ・ブルジョワジーの外交的野心からはじめられたが、九月四日のスタン陥落、九月一四日以降のパリ包囲によって、フランスについては祖国防衛戦争としての性格のみが色濃くなる。すでに帝制末期から形成されてきたジャコバン=アチ・ブル急進共和派、ブランキスト、インテナショナル派といった革命的指導層=革命派の活動が注目されるが、彼らは、「ブルジョワ共和派の政府を信頼してはいなかつたが、祖国と共和政の擁護を絶対条件として、政府に全面的に協力する意向を表明した」。

九月四日、国防政府は、直ちに次のような「フランス人民への声明」を布告する。「フランス人民諸君。人民は躊躇している議会を打倒した。危機に瀕してゐる祖国を救つために、人民は共和制を要求した。人民はその代表者を権力の座にではなく、危機の座につかせた。共和制は、一七九二年に外敵の侵入を制した。……諸君は、明日は武器をとり、祖国のためにまきかえしをしなければならない。」

ほぼ同趣旨の声明は、パリ住民、国民兵、軍隊に対しても出されている。^③これららの声明を基礎づけているのは、「共和制」と「祖国防衛」という認識である。国防政府外相 J・ファーヴルは、いささかも外敵に譲ることはないと言語するが、それは国防政府の真意ではない。そのことは、抗戦継続という外見的姿勢の背後で敵国宰相ビスマルクと妥協工作をはじめとする外交姿勢によつて明らかである。

もともと、「共和制」と「祖国防衛」という、その内容を問わない共通項のみで結びついていたブルジョワ共和派と「革命派」であるから、情勢の緊迫化に伴つて袂を分たなければならなくなるのは自明である。「革命派」は、国防政府の本質が「国民裏切り政府」であることを見抜く。「政府と革命勢力の協力関係は、旬日を経ずして冷却し、敵対関係へと変つたのである」。^④

その後、「革命派」が国防政府との間にいかなる緊張関係を形成し、いかなる内部対立をかかえて、ティエール(Thiers)政府によつて最終的に圧殺されゆくのかについては、パリ・コムユーンに関する諸研究に譲らねばならないが、「革命派」の勢力とその活動がそれ以降の政治情勢の軸を左へ引き寄せんとする牽引力として作用していることに留意したい。しかし、そのことについての分析は本稿の課題ではない。ここでは、国防政府のもとで行われた国民議会選挙をめぐる問題について考察してみよう。

一八七一年一月一八日、ヴエルサイユ宮殿にてドイツ帝国の成立が宣言され、同二八日ヴエルサイユ休戦条約が締結されているが、この休戦条約締結に伴う講和条件審議のための国民議会選挙が二月二八日に行われる。選挙結果を見るに、パリでは国防政府側の候補者

は J・ファーヴルが当選したにすぎず、「革命派」の勝利がみられるが、地方農村部では君主主義者とブルジョワ共和派の圧倒的勝利に終つてゐる。しかし、全体的に見た場合、選挙結果はもつと複雑であり、その複雑さがその後の国民議会における憲法制定過程において交錯し、多様な議論を生み出す原因となる。ここでは、この選挙によつて成立した国民議会の勢力関係について、デュギー(León Duguit)とシユヴァリエ(J.J. Chevallier)の分析を見てみよう。

デュギーは次のよつて分析している。「政治的観点からすれば、一八七一年二月二八日に選出された国民議会は非常に分裂していた。ボナパルティスト(les bonapartistes)はそこでは最も少数であり、約三〇人であつた。純然たるレジティミスト(légitimistes purs)は一五〇人、あらゆるニュアンスをもつた共和主義者(républicains de toutes nuances)は一五〇人を数えた。主要なグループは中央右翼(centre droit)であり、特に旧オルレアーニスト(anciens orléanistes)、議会主義的君主派(monarchie parlementaire)から構成されていたが、そのほとんどは保守的かつ議会主義的共和制(république conservatrice et parlementaire)に加担する気持はなかつた。国民議会の多数派は君主主義者であつた。しかし、この多数派は分裂しており、したがつて無能であつた。多数派は自ら欲している君主制をつくるらしいであろう。そして自ら拒否する共和制を受け入れるであろう。中央右翼の反対派の何人かが左翼とともに投票するだけで十分であろう。かくして、君主主義的国民議会によつてつくられた共和制憲法の逆説的事実が説明される」。^⑤

シユヴァリエの分析はもつと詳細である。それによると、国民議会の構成は、(1)ボナパルティスト、(2)極右翼(extrême droite) = ル

ジティミ・ペル | H.C.人 (彼らはシャンホール伯 (le comte de Chambord) も「ただく勢力である」、(3)中央右翼 = オルレアリスム) | O○人 (彼らはパリ伯 (le comte de Paris) を「ただく勢力である」、(4)中央左翼 (centre gauche) = 穏健共和派 (républicaine « par raison ») | ティエール・ド・ラ・オール (Dufaure) | ラボワイヤ (Laboulaye) | カジミル・ペリエ (Casimir-Périer) | (5)共和主義的左翼 (gauche républicaine) = 確信的共和派 (républicaine convaincue) | ル・ムーブ (Jules Grévy) | ル・シモン (Jules Simon) | テ・アーカル、トゥー (Jules Ferry) | (6)極左翼 (extrême gauche) = 優底共和派 (très républicaine) | ルイ・ブラン (Louis Blanc) | ルドリック・ローラ (Léon Gambetta) | ガンベッタ (Gambetta) 等共和派連合 (Union républicaine) を成す、(7)カルト・極左翼 (Ultra-extrême gauche) = 命的社会主义者 (socialistes révolutionnaires) に判明され。⁵⁵⁾

以上の諸勢力のうち、(2)(3)は君主主義者からなる右翼を構成し、議会の多数派であるが、テ・ギーの指摘にもあるように分裂している。これに対し、(4)(5)(6)(7)は一一五〇名から成る左翼であるが、そこには共通するのは「共和主義者」(républicaine) と云ふ名称のみであり、その政治的信条、政治社会構想を異にする。第三共和制憲法を生み出してゆくのは、国民議会における勢力構成の多様性である。

ところで、この国民議会が構成された直接的動機は、先にも見たように、休戦条約締結に伴う講和条件を審議するためである。したがつて、この国民議会から第三共和制憲法が生まれるわけであるが、この議会が憲法制定のための国民議会として位置づけられていたか否か、すなわちこの国民議会が憲法制定権を有していたか否かが、当然のことながら問題となる。

ルヌー (Georges Burdeau) は、「この議会の第一の性格は、それゆえ、外交問題に因して演出されたということであつて、憲法制定のプログラムに関してではない」ということである⁵⁶⁾ と説いている。このに対し、エスマイン (A. Esmein) は国民議会の憲法制定権を肯定するが、その論理について次のように考へている。すなわち、この国民議会が「主権的」 (souveraine) 存在であったことには争いがない。議会の成立当初においては、それが君主主義者を多数派としていたことから、共和主義者はその憲法制定権を否定的に考えた。その根拠は、議会が「休戦」をめぐる「限定された委任」 (mandat limité) しか選挙人から受けていないという考え方である。選挙人は候補者を選びはしたが、フランスの将来の憲法をいささかも考慮にいれていない。君主主義者が多数派になつたのは、ガンベッタの活動にみられる」とく、選挙に際して、共和派が優底抗戦を主張したのに対し、君主主義者は「平和」を訴えたからである。したがつて、多数派は君主主義者であるからではなく「平和主義者」であるがゆえに選出されたのである。それは、国民議会はいかにしてその憲法制定権を合理的に確立することができたのか。考えられることは、国民議会に付された主権の必然的属性として憲法制定権を位置づけることである。しかし、それは国民議会が確認した「公理」 (axiome) ではあっても、「詳細かつ明白な証明」 (démonstration détaillée et prouvante) にはならない。これを証明するには、立法権と憲法制定権の区別の理論が援用される。すなわち、憲法が禁じていなかぎり、立法権は憲法問題 (matières constitutionnelles) にも及びうるのであり、一八七一年にはそれを禁ずる憲法は存在しなかつた。その

意味では、国民議会はイギリスの議会と同様の権限を有していたと考えられる。むろに何よりも、大革命以降国民議会は憲法制定権を行使してきたという先例が存する。ただし、その憲法制定権の行使は「国民の願望」(voeu national)に合致していることが必要である。そこで、一八七一年以降の「国民の願望」を考えてみると、それは君主制の復活という」とからはるかにかけ離れていることがわかる。^⑧ こうして、「国民議会が共和制を決定的に保障しようと決意したその日から、国民議会は憲法制定権に異議を申し立てるのをやめたのである」^⑨。エスマンは、このように、イギリス議会を素材とした比較法的の考察、大革命以降の国民議会が演じてきた役割に対する歴史的考察、国民の願望＝良識による基礎づけによつて、国民議会の憲法制定権を肯定する。

この問題についてのデュギーの考察はより実証的である。彼によれば、国民議会が憲法制定権を有していたか否かという論争は、法的なものというよりは政治的なものであった。法的にいえば、国民議会が「憲法制定議会」(l'Assemblée constituant)であったことは明らかである。というのも、国民議会選挙のための選挙人を召集した一月二九日のデクレに先行して、一八七〇年九月八日に国防政府のデクレが発せられており、その第一条で、「選挙区民は、一〇月一六日日曜日に憲法制定国民議会(une Assemblée nationale constitutive)を選出するため召集される」と規定されてゐるからである。さらに、軍事的情勢によつて選挙が延期されるとなるが、そのことを明示した九月二三日のデクレにおいても「憲法制定国民議会」という文言がみられる」と、一八七一年一月一九日のデクレは、「選挙区民は、『国民議会』を選出するために……召集される」

としているが、そこにおける“国民議会”は、une Assemblée nationale ではなく l'Assemblée nationale と表現されてゐる」とから、それが延期された「憲法制定国民議会」を意味していることは明らかである。デュギーは、その他これに関連する多くのデクレおよび「国民議会は、わが国の政治制度の基礎を設定するために、召集されるであろう」と、一八七一年一月五日の内務大臣の回状(circulaire)をも根拠として、国民議会が憲法制定権を有することを実証している。^⑩

以上のこと踏まえて、ここでは次のようまとめておく。(1) 国民議会選挙における選挙人は、「徹底抗戦」か「平和」かという普仏戦争への対処の仕方を念頭において投票しているということ、(2) したがつて、選挙結果は「徹底抗戦」を掲げた「共和派」にではなく、「平和」を掲げた「君主主義者」に勝利をもたらしたということ、(3) エスマンの比較法的・歴史的考察およびデュギーの実証的考察からみて明らかのように、少なくとも法的見地からすれば、国民議会が憲法制定権を有していたことは否定できないということ、以上である。

しかし、法的見地からする国民議会の憲法制定権の肯定は、直ちに政治的次元に適用可能ということにはならない。まして、一八七一年の国民議会は、すでにみてきたように、その構成において多様な政治的傾向を有している。したがつて、第三共和制憲法が成立するまでには、この多様な政治的傾向が交錯し、錯綜した議論と政治工作の試練を乗り越えなければならぬ。ここでは「官報」(Journal officiel de la République française)を素材として国民議会における議論の一端を概観紹介してみよう。

註

- ① 井上勝治譯『アラ・ハス』(新版)一九六八年三月出版社四二八頁
 ② Léon Duguit et Henry Monnier, *Les constitutions et les principales lois politiques de la France depuis 1789*, 4^eéd., 1925. Paris, p. CXVI.
 ③ ibid., pp. CXVI-CXVII.
 ④ 横井駿『アラ・ハス』一九七一年新潮社、甲九頁
 ⑤ L. Duguit et H. Monnier, op. cit., pp. CXIX-CXX.
 ⑥ J.J. Chevallier, *Histoire des institutions politiques*, 1952. Paris, p. 302.
 ⑦ G. Burdeau, *Droit constitutionnel et institutions politiques*, 4^eéd., 1969, Paris, p. 301.
 ⑧ A. Esnein, *Éléments de droit constitutionnel français et comparé*, 3^eéd., Paris, 1903, pp. 442-445.
 ⑨ ibid., p. 445.
 ⑩ L. Duguit et H. Monnier, op. cit., pp. CXVII-CXIX.

11 「ボルヌー協定」(Pacte de Bordeaux) の成立

一八七一年一月八日、ボルヌーに召集された国民議会は、休戦条約締結に伴う講和条件の審議、パリの革命的情勢＝パリ・コミューンの鎮圧を政治課題として背負っていた。しかし、それと同時に、フランスの政治形態をいかなるものにするかという憲法問題も、それについて国民議会内部に共通理解がなかつたとはいえ、その解決を迫つてゐる問題であった。これらの諸課題に応えるため、一月一六日、デュフオール、グレヴィ等の議員は、国民議会において次のよつた提案を行つた。「ティエール氏は、フランス共和国行政長官

(Chef du pouvoir exécutif de la République française) に指名され、彼は、自ら任命し統括する閣僚の協賛をえて、国民議会の権威のもとでその職務を執行する。」この提案はほとんど満場一致で採択され、「ティエール氏をフランス共和国行政長官に指名する一八七一年一月一七日の決議」となる。要するに、国民議会は、当面する課題とりわけ右決議文中にもみられるように、「統治の緊急の必要性と対外交渉の展開に直ちに備える」という課題に対してもティエールを登用し、「国民公会(Convention nationale) の例を模倣しようなどとは夢想だにしなかつた」のである。

ティエールの登用について、ビールヌーは次のように述べてゐる。

「實際、ティエール氏の人柄は、その体制に非常に特異な様相を与えるに十分であつた。彼の個人的権威、彼のそれ以前の態度（彼は一八七〇年の戦争に反対していた）、彼の能力（彼はルイ・フィリップの上で幾度も大臣であった）、祖国における彼の名望（彼は二七県で選出された）、最後に……彼の能弁はまた、彼を国民議会の第一人者とするものであつた」^③。確かに、ティエールの政歴は多彩である。七月王政下における政治的指導性、一八四八年の二月革命の経験、普仏戦争に対する反対姿勢等、彼の政歴は内外情勢の危機、とりわけパリ・コミューン問題と対独賠償・撤兵問題に直面して、君主主義者やブルジョワ共和派から歓迎されるに十分であつた。事実、彼の下でパリ・コミューンは圧殺され、対独賠償問題等は処理されるのである。

ところで、一八七一年一月の緊迫した情勢下にあって、憲法問題すなわち政治形態の問題に直ちに解決を見出すことは不可能であつた。君主主義者が多数派を形成しているとは云々、先にみたよつて、

そ)ではシャンボール伯をいたぐるシティーストとパリ伯をいたぐるオルレアニストの対立がみられる。それゆえ、共に君主制をめざしているとはいへ、政治形態の問題に着手すれば、直ちに両者の対立が具体化する」とは明らかである。しかも、ティエールがブルジョワ共和主義者であることは、その歴史が示している。他方、共和派についても、君主主義者によつて多数派が形成されてくる以上、軽々に政治形態の問題に決着をつけようとする」とは避けなければならない。

「一八七一年一月に祖国がおかれた状況において、憲法問題に直ちに決着をつけ、決定的な政治形態を設定する」とはできなかつた。

唯一可能な政治は次のよだんなものであつた。すなわち、全ての善良な意思を統一し、刺戟的問題を避け、祖国の再興のために一体となつて尽力することである^①。そのことは、ティエール自身がよく心得ていた。彼は二月十九日の演説において、行政長官に任せられたことに対する謝意を表明し、祖国の悲惨な現状と将来に託された希望を述べ、司法大臣デュフォール、外務大臣ジュー・フアーベル等閣僚の任命が全党派を考慮して行われたことを報告したあと、「平和をもたらす」と、(祖国を)再建すること、信用を回復する」と、労働をよみがえらせること、「れこそが唯一可能にしてしかむ今」の時期に考えうる政治である」と訴え、政治的諸原理の対立(*les divergences de principes*)を見おくべきであると説いている^②。

「ハシテ、国民議会と政府との間に、政治形態をめぐる問題には当面着手しならぬ、「暗黙の契約」(Contrat tacite) = 「神聖な連合協定」(le pacte d'union sacrée)が成立する。」これがいわゆる

「ボルヌー協定」(Pacte de Bordeaux)である。ユルヌーはいれを「田舎見主義的精神」(esprit « paysan »)^③の産物として捉え、オーリウは、「(この)協定は、政治形態に関する国民議会が分裂していればこそ、それだけ一層必要なものであつた」と述べている。しかし、それはあくまでも「暗黙の契約」であるにすぎない。したがつて、政治情勢の推移およびティエールの政治的手腕の増大に伴つて、その解釈は自づと微妙なニュアンスを生み出してゆく。これ以降の国民議会における議論は、(この)「ボルヌー協定」とティエールの政治姿勢との関係をめぐりて展開されるといつても決して過言ではない。

註

- ① Journal officiel de la République française (以下、J.O. と略す) 22. Février 1871, p. 110.
- ② G. Burdeau, op. cit., p. 301.
ibid., p. 302.
- ③ L. Duguit et H. Monnier, op. cit., pp. CXX-CXXI.
- ④ J.O., 23 Février 1871, p. 113.
- ⑤ L. Duguit et H. Monnier, op. cit., p. CXLI.
- ⑥ M. Hauniou, op. cit., p. 327.
- ⑦ G. Burdeau, op. cit., p. 301.
- ⑧ M. Hauniou, op. cit., p. 327.

II 「ニセム法」(Loi Rivet) の成立

一八七一年二月一日、パリサйтеにて国民議会が開かれるが、

約半年間は、パリ・コミューンの圧殺、対独交渉、立法作業に費される。」の間、ティエールは国民議会に対する影響力を發揮はじめた。国民議会は「ティエールにうんざりしあげる」。^①とりわけ右翼は、ティエールが共和制の決定的確立を目指んでおり、したがって「ボルドー協定」を破棄しようとするものだと警戒を強める。

八月一二日、リヴェ（Charles Rivet）を代表者として、次のように「行政長官の権限の延長に関する法律」案が提起された。

「国民議会は、国民の願望に応えるがためは、労働と信用に関する最も今日的な利害関係に解決を与え、確立された政府にその存続と安定の新たな保障を与えることが重要であると思料し、布告する。

第一条 ティエール氏は、共和国大統領の肩書でもって、先の二月一七日のデクレによつて彼に委ねられた職務を遂行する。

第二条 その権限は三年間延長される。ただし、もしその期間内において国民議会が解散することを適當と判断した場合には、国民議会の権限に結びつけられているティエール氏の諸権限は、新たな国民議会の成立に必要な期間しか存続しない。新たな国民議会は、新たに、行政権に関して規定しなければならない。

第三条 共和国大統領は、法律を公布しなければならない。彼は、その法律の執行を監督しつつ保障する。彼は閣僚を通じて、国民議会に法案を提出させれる。外交使節および大使は、彼のもとで信任状を授けられる。彼は、国民議会が開かれるところに居住し、共和国の費用でもつて生活し、財政法によつて認められた待遇を受ける。

第四条 彼は、自らその構成員を任免するところの閣議を主宰する。彼は、閣議において副大統領を任命する。大統領が不在もしくは支障のある場合には、副大統領が閣議の主宰および他の権限の行使において、大統領を代行する。

第五条 外交官、陸海軍の司令官および全ての高位行政官もしくは官吏は、内閣によって任命される。

第六条 全ての行政権の行為は、一人の閣僚によつて副署されなければならない。閣僚は国民議会に対して責任を負う。^②

このリヴェ提案に関連して、今ひとつ、次のようなアドネ（Adnet）の提案がみられる。「国民議会は、ティエール氏の徳行と愛國心を信頼し、彼の協賛を受け継ぎ、感謝すべき祖国の名において、国民議会がボルドーにおいて彼に委ねた諸権限を彼に委ねる。^③」この二つの提案は委員会に送付され、検討されることになる。その後、ベルカステル（de Belcastel）は、(1)国民議会は確定的憲法の採択前に政治形態について判断することはない、(2)国民議会は確定的な政治形態を採択するまでは解散しない、という内容の提案を行なう。^④これは認められない。

リヴェ提案とアドネ提案を検討するため、八月一七日、一五名からなる委員会が設置されるが、「一五部局のうち九部局は、リヴェ提案に反対する委員を指名」した。^⑤したがつて、「リヴェの動議は大きく修正される。^⑥」次のような委員会案が八月一二八日に上程される。

「国民議会は、自らに与えられている主権の本質的属性たる憲法制定権を有するということ、最初に自らに課したにちがいない緊急の諸義務、しかも今まで達成されるにほど遠い緊急の諸義務が、その憲法制定権を行使するのをひとえに妨げてきたということを思料し、國の確定的な制度を樹立するまでは、わが國の臨時的な制度が、時代の産物であるこの安定性を除いて、少なくとも諸党派の意思の一致と鎮静化を保障しうるような安定性を全ての人々の前にもたらすことが、労働の必要性、商業上の利益、産業の発展にとって重要であると思料し、新たな肩書、もとと決定的な称号が、事物を何ら根本的に変えることなく、ボルドーで開始された合法的試みを決然と実行せんとする国民議会の意をより明確なものにする効果を有しうるということを思料し、国民議会の任

務の存続期間に限定されてではあるが、行政長官に委ねられた諸権限の延長が、それらの諸権限を不安定で一時的なものと思われる」とから解放すると思料し、
一ただし、全ての場合において最高の決定（權）は国民議会に属し、新たな保障の總体はこれらの議会主義的原理と同時に祖国の防衛と名譽の維持を保障することになるのであるから、国民議会の主権的権利はそれによつて侵されることはない——布告する。

第一条 行政長官は、フランス共和国大統領の称号を有し、国民議会の権限の下で、国民議会がその任務を終了しないかぎり、一八七一年一月一七日のデクレによつて彼に委ねられた諸権限を行使しつづける。

第二条 共和國大統領は、国民議會議長から法律が送付された場合には、それらを公布する。彼は法律の執行を保障し監督する。彼は国民議会の開かれるところに居住する。彼が必要と思う場合にはいつでも、国民議會議長にその意思を伝えた後、国民議会において演説することができる。共和國大統領のいかなる行為も、一人の閣僚によつて副署されなければならない。

第三条 共和國大統領は、国民議会に対しても責任を負う。」

司法大臣デュフォールは、この委員会案に、「ティエール氏が祖国に対してもたらした卓越せる尽力に対する感謝と同時に、諸君が彼に委ねた諸権限を彼が行使したその方法に関して諸君が有している信頼の表明」を附加することを要求する。⁽⁶⁾ 委員会案に対しては、その他多くの反対案、修正案が提出される。たとえば、パスクアル・デュプラ (Pascal Duprat) は委員会案前文第一節を次のように変更するよう提案する。「国民議会は、自ら充足すべきものとしてある現在的にして緊急の諸義務が、フランスを決定的に制度化することとを使命とするような国民議会にその地位を譲らせる」とまでを認めるものではないと思料し……。これによつて、国民議会の憲法制定権をめぐる問題が活発な議論を呼び起す。右の提案内容から明らか

なように、パスカル・デュプラは国民議会の憲法制定権を否定する。彼は言つ、「諸君が充足すべき緊急の義務を有している」とは明らかである。……しかし、諸君はそれ以上に及ばんとしている。諸君は、単にこれらの法律を制定するだけではなく、さらに他の多くのことをもしよつとつてている。諸君は、これら一連の仕事をやりとげたあと、フランスに憲法を制定しようといつ意図をもつてゐるのだ。⁽⁷⁾ 彼の他に、ラミー (Lamy)、ラングロワ (Langlois)、ナクエ (Naquet)、ルイ・ブラン (Louis Blanc) が国民議会の憲法制定権を否定する発言をしてゐる。

これに對して、サン・マルク・ジラルドン (Saint-Marc Girardin) は次のように演説する。「私は、名譽あるパスカル・デュプラ氏の演説に對して反対演説をするつもりはない。私はただ、何故に、われわれが行おうとしている処置 (la transaction) の必要性それ自体のうちに、いわば憲法制定権の宣言が存するか否かを説明したいと思うだけである。……われわれは、ひそかに憲法制定権行使しようととは欲してこなかつた。……最初の提案者たちは、いわば側面から憲法制定権の行使にとりかかつたのである。……彼らは、国民議会が憲法制定権を有していると考えていたのであり、……行政権の首長と国民議会自体との関係を規律せんとするまさにそのことにおいて、憲法制定権を利用しようとしたのである。……われわれが欲し、要求してゐるのは、国民議会が自らに属する（憲法制定）権限の宣誓にあたつて逡巡しない」とである。⁽⁸⁾ 彼の他に、デュクロ (le général Ducrot)、ページエ・デュボール (Pages Dupont)、オーデラン・ドゥ・ケルドレ (Audren de Kerdrel)、バラニョン (Baragnon) が国民議会の憲法制定権を肯定する發言をしてゐる。

結局、パスカル・デュプラの提案は採決にかけられたが、採択されなかつた。その後、ガンベッタが演説し、委員会案について次のようすに言う。「私は、次の三つの理由から、この前文の棄却を求めた。第一にそれは無益だから。第二にそれは、少なくとも……国民議会の愛国心がきつぱりと拒否しなければならない蚕食（un empêtement）を意味するから。最後に第三に、法案におけるその確証の導入部は、祖国に投ぜられた眞の争いの種だから……。」^⑫

しかし、多くの反対案や修正案にもかかわらず、委員会案の前文第一節は、八月三〇日、四三四対二二五で採択される。^⑬そして、この採択によつて国民議会の大勢は決した感がある。翌八月三一日には、前文の第二・第三・第四節が採択されたとともに、司法大臣デュフォールによつて提案され、委員会によつて採択されていた前文第五節（「さらに、六ヶ月間ティエール氏によつて祖国にもたらされた卓越せる職務と、彼が国民議会から委ねられている権力の存続期間が提示する保障を考慮にいれ」）も五一四対三一で採択される。^⑭委員会案第一条については、「国民議会は、確定的憲法の公式的採択に先んじて、政治形態を判断しないことを宣言する」とづく。以前に提出した自らの案に固執したドゥ・ベルカステルの演説およびバラニヨンの演説のあと、ドゥ・トックヴィル（de Tocqueville）が次のような注目すべき演説を行つてゐる。「諸君、この重大な議論に一言呈することおよび名前あるリヴェ氏の提案に純粹かつ卒直にこれまで以上の賛同をたまわるよう御願いすることを許してもらいたい。……諸君、君主制は決して一つのドグマではない。いつの時代もその欲求をもつてゐる。思想の潮流は、抗しがたいものとして、宿命的に、人民を共和制（la forme républicaine）へと押しやつ

ている。なぜ進歩を恐れるのか。なぜ将来に尻こみするのか。一八四八年の共和制は陰険にも絞殺された。今や下心なく（共和制の）正当的試みをやろう。……国民はティエール氏を信頼している。国民は彼とともにある。」の卓越せる政治家は、共和制と理性的結婚（un mariage de raison）をしたのだ。^⑮

いうして、第一条は五三三対六八で採択され、第二条・第三条は拳手で採択された。最後に、法案全体は四九一対九四で採択されている。^⑯「リヴェ法」（loi Rivet）と呼ばれる一八七一年八月三一日の法律は、「」のよつてして成立した。それは「行政長官がフランス共和国大統領の肩書を有する」（le chef du Pouvoir exécutif prendra le titre de Président de la République française）」とを明示したものであるが、これによつて政治形態が確定したわけではない。さらに、憲法制定権をめぐる議論にも最終的な決着がつけられたわけではない。共和制が最終的な政治形態として定着するには、まだ多くの試練を越えなければならない。内省的にみた場合、ティエールは「国民議会の權威の下に」（sous l'autorité de l'Assemblée nationale）位置づけられることと、ティエールおよびその閣僚は国民議会に對して有責であることから、ビュルドーが「」の法律は、国民議会に対するティエールの影響力を減少させる」と目的とするものであり、「」の法律の起草者の意思是、ティエール氏を議会主義的國家の首長というあまり活動的でない機能へと導くことであった^⑰といえよう。しかし、それと同時に、ティエールの影響力を牽制しようとするその意図とは逆に、国民議会は自らの議会制度を定着させることによつて、君主制への道から遠ざかつてゆくということにも注目しなければならない。

註

- ① M. Hauriou, op. cit., p. 328.
- ② J.O., 13 Aout 1871, p. 2662.
- ③ ibid., p. 2662.
- ④ ibid., p. 2663.
- ⑤ L. Duguit et H. Monnier, op. cit., p. CXXII.
- ⑥ ibid., p. CXXIII.
- ⑦ J.O., 29 Aout 1871, p. 3057.
- ⑧ J.O., 31 Aout 1871, p. 3092.
- ⑨ ibid., p. 3093.
- ⑩ ibid., p. 3093.
- ⑪ ibid., p. 3095.
- ⑫ ibid., p. 3099.
- ⑬ ibid., p. 3102.
- ⑭ J. O., 1er Septembre 1871, p. 3120.
- ⑮ ibid., p. 3122.
- ⑯ ibid., p. 3123.
- ⑰ G. Burdeau, op. cit., p. 302.

図 「三〇人法」(loi des Trente) の成立

ティエールの影響力を牽制」も「する「リュ・エ法」は、その十分な効果をあげたとはいえない。といつても、同法第一条が規定するように、ティエールは必要と認める全ての場合に、国民議会議長にその意思を通告すれば、国民議会において演説することができ、その演説が種々の政治的影響力を帯びるからである。たとえば、ティエールは一八七一年七月一二日の財政論議において、「諸君は、

われわれに共和制と呼ばれる政治形態を与えた」と発言し、左翼の喝采を受ける一方、右翼からは「ボルドー協定」を無視するもので、あると猛烈な批判を浴びる。ショオラン男爵 (le baron Chaurand) は語る。「われわれが貴公等に政治形態を託したところのは正確ではない。われわれがボルドーにおいて行政権を樹立した時には、政治形態が留保されているということが明らかに認められていたのだ。」しかし、ティエールは譲らずに語る。「私は現実的な事実について、政治形態についていわんとしているのだ。」「私は、将来の政治形態がいかなるものであるかは知らない。しかし、もし私が現在の政治形態について何か言ひうるトすれば、それは保守的な共和制、しかり極めて保守的な共和制 (la République profondément conservatrice) であろう。」

それ以上、明らかなのは一八七一年一一月一一日の「教書」(message) である。ティエールは語る。「共和制は存在する。それは祖国の合法的な政治である。他のものを欲することは新たな革命であり、かつ全てのことのうちで最も恐るべきことである。……あるいは政治は保守的でなければならない。かかる社会も、そのような政治なしには存続しえないのである。共和制は保守的であるか、あるいはそうではないかであろう。」このように、ティエールにおいては君主制か共和制かということは問題ではなく、どのような性格の共和制を樹立するかということのみが問題なのである。右翼はこれに対して抗議する。共和制が確認されてしまえば「王政復古」の可能性が消えるからである。かくして、オーブラン・ド・ケルドル (Audren de Kerdrel) は、「共和國大統領の教書に対する回答案を国民議会に提出するため、委員会が指名される」という動議を

出す。^⑤

デュギーは、右にみたティエールの「教書」がどのような影響を与えたかについて、次のように述べている。「左翼連合 (l'union des gauches) がはじまるのはこの教書からであり、彼らは中央右翼の中で意見を異にする若干の人々と協力することによって、一八七五年の憲法的法律を確保するであろう」。

デュフォールの調停によつて、一月二一日、三〇人委員会が設置され、「公権力の諸権限および閣僚の責任の諸条件」に関する法案の準備が委ねられる。この委員会案の審議は、一八七三年二月二七日に開始される。ブロイ公 (le duc de Broglie) は同法案に関する緊急決議を求め、それが容れられる。冒頭、司法大臣デュフォールが発言を求める。政府は、すでに、委員会が採択した諸決議に関し、委員会と一致するものであるということを委員会に通知した。この重大なる論議の開始に際し、かつ召集された国民議会の前で、政府は委員会が提案した諸決議を何の留保もなく承認する……ということを新たに宣言したい。^⑦

二〇人委員会は、政府に対する「著しい敵対心」(esprit d'hostilité marqué) でもつて作業に着手したのであるが、右のデュフォール発言に明らかにように、彼の調停によつて、政府と委員会の間に諒解がついている。委員会案の前文は次の通りである。「国民議会は、その完全さの内に、自らに属する憲法制定権を留保するが、公権力の諸権限に修正をもたらさんと欲して、布告する。」

議論は活発であり、三月三日と四日はこの前文の審議に費されるが、議論を貫いているテーマが何であるかは、二〇人委員会のメンバーの一人であるベルトール (Beltauld) の次のような演説の一部に

明らかである。「私の考えるところでは、説明を要するところのものはなはだ重要で深遠な困難が存する。もし、共和制と君主制の問題が留保されているのであれば、それにもかかわらず、いずれの日かその問題は解決されなければならないし、選ばれた者によつて解決されないとすれば、選挙人によつて解決されねばならない。……私は探求してきたけれども、それでもなお、ボルドー協定の正確にして確定的な意味を見出していない。要するに、政治形態をめぐる問題は本質的には何も解決されておらず、全ての情勢は政治的妥協によって推移しているにすぎない、ということである。

しかし、ティエールは四日の演説において、議会内には君主主義者の党派と共和主義者の党派が存在することは否定できないが、両派が宗教的宽容の精神でもつて臨めば政治的宽容に至るであろうと説く。そして、「ボルドー協定」に関していえば、彼はこれに忠実なるがゆえに、「共和国の忠実な首長として」統治するのだと言つ。さらに、「私は何の大統領か。共和制の大統領である。」「私はくりかえして言うが、政治的決定的形態を確定することが問題なのではない。一定の争いがたく否定しがたい事実を改良すること……この保守的な共和制をもたらすことが問題なのだ。」「今日、共和制は避けられない」^⑧結局、法案の前文は四七〇対一九七で採択される。

各条文の審議は三月五日から開始される。委員会案の各条文は次のとおりである。

「第一条 一八七一年八月三一日の法律は、次のように修正される。共和国大統領は、会期をはじめる教書を別として、一閣僚によつて演壇で朗読される教書により国民議会と交渉をもつ。

ただし、彼は、必要と判断する場合には、教官によつてその意思を国民議会に通知したあと、法律に関する議論において、国民議会で演説する。

共和国大統領が演説せんと欲する議論は、教官の受理後中止され、共和国大統領は、当日彼が演説を行うことを特別の採決が決定しないかぎり、翌日に演説する。彼が演説したあと会議は閉会となり、議論は後の会議でしか行われない。審議は、共和国大統領の出席しないところで行われる。

第二条 共和国大統領は、緊急事態を宣言した法律を、国民議会の採択後三日以内に、そつでない法律を一ヶ月以内に公布する。

三議会に付されていない法律が問題となつてゐる場合には、共和国大統領は、三日以内に、理由を付した教官によつて新たな審議を求める権利を有する。

三議会の正式の手続に付された法律については、第二議会後、共和国大統領は、第三議会の審議のための議事日程の設定が「一ヶ月後にしか定められない」とを要求する権利を有する。

第三条 質問は閣僚に對してしか向けられず、共和国大統領には向けられない。

閣僚に向けられた質問もしくは国民議会に送付された詰願が、外交問題に關わる場合には、共和国大統領は演説する権利を有する。
これらの質問もしくは詰願が内政に關わる場合には、閣僚は問題となつてゐる行為についてのみ答弁する。ただし、内閣副議長によつて、審議前の国民議会と交渉がもたれた上で特別の議決によつて、当該問題が政府の全般的政策(*la politique générale du Gouvernement*)に結びついており、したがつて共和国大統領の責任にかかわっているということを内閣が宣「う」する場合には、大臣は第一条によつて定められた形式において演説する権利を有する。

内閣副議長の了解を得たのち、国民議会は審議日程を定める。

第四条 国民議会は、(1)立法権と行政権の組織化および連絡様式、(2)この国民議会の解散後にしか機能しない第二院の創設およびその諸権限、(3)選舉法、に関して規定する前に解散しない。

政府は、以上に列挙した問題に関する法案を国民議会に付す。」

これに對して、ドゥ・ヴェンタヴォー(de Ventavon)は最初の三箇条を削除するようとにとの修正案を提出するが、フランスにとって最も重要なことは、「精神の鎮静」(*l'apaisement des esprits*)であるというすでになされたティエールの訴えによつて、丘田の冒頭その修正案を取り消す。⁽⁴⁾しかし、フレスノー(Fresneau)とル・カライヨン・ラトゥール(de Carayon-Latour)はル・ヴェンタヴォンの修正案を再びとりあげ、委員会案の最初の三箇条を次のよつた文言に修正するよう提案する。「国民議会は、一八七一年二月一七日と八月三一日のデクレを維持し、その範囲内で、共和国大統領は、国民議会の権威の下に、彼に委ねられた行政権の首長の諸権限を行使し、彼が必要と考える全ての場合に、国民議会で演説し、内閣と閣僚は国民議会に對して責任を負う。」しかし、一八七一年二月一七日と八月三一日のデクレの基本線を堅持しようとする、の修正案は、八七対四四八で否決される。⁽⁵⁾

次に、ジャン・ブリュネ(Jean Brunet)は、委員会案の第一条の前に次のよつた文言を置くよつて提案する。「行政長官は、神と演壇の前で、フランスの主権者として憲法制定権者である国民議会の権利・権限・デクレを尊重することを誓う。」要するに、ブリュネの意図は、国民議会こそが主権者であり、その受任者にすぎない行政長官は国民議会の「絶対的権威」(*autorité absolue*)の下におかれるという政治原理を確認することにある。しかし、この提案も採択されない。⁽⁶⁾

続いて、ラウール・デュヴァル(Raoul Duval)、ジョンストン(Johnston)およびドゥ・ショーデルディ(de chaudordy)は、次のような修正案を提出する。「第一条 八月三一日の法律の第一条は、

次のように修正される。共和国大統領は一人の閣僚によつて演壇で朗読される教書により、国民議会と交渉をもつ。委員会案の第二・第三項を削除する。第三条 質問は閣僚に対してもしか向けられず、共和国大統領には向けられない。委員会案の第二、第三および第四項を削除する。」しかし、この修正案も採択されない。⁽¹⁷⁾

結局、委員会案の第一条は、三八八対二二七で採択される。⁽¹⁸⁾直ちに、第二条の審議に移る。委員会案第二条に対しても、共和国大統領が国民議会の採択した法律について新たな審議を求めた場合、その採択のためには三分の一以上の賛成を要するとするサンサス(Sans-sas)の提案がみられるが、これは採択されない。⁽¹⁹⁾その他、ドゥ・ラ・バステイエル(de Labastetiere)の提案を否決したあと、委員会案第二条は四七八対一三九で採択される。⁽²⁰⁾ところが、その後、ドゥ・ベルカステル(de Belcastel)は、「いかなる場合にも、憲法的法律に対する停止的拒否権(*le veto suspensif*)は適用されない」という追加条項を提案する。そして、「もし委員会が他のよりよい形式を提案するならば、私はそのよりよい形式を採択すべく、私の提案を取消してもよい」として、提案を委員会に送付することを求めれる。しかし委員会案の報告者ドゥ・ブローニ公は、「その提案については、すでに委員会において検討され、委員会はそれについて審議した上でこれを否決している。委員会は(その提案の)送付を認めないと主張する。ドゥ・ガヴァルディ(de Gavardie)は、「この国民議会のかくも多数のメンバーによつて請願されている送付を、委員会が受理しないということはできない」と主張する。多くのやりとりのあと、国民議会は右提案の委員会送付を決定する。⁽²¹⁾三月七日、委員会は右提案について検討した結果、政府の諒承のもとで、

次のような追加条項を第二条のあとに、第三条として置くことを提案する。「前条の規定は、この法律の前文において国民議会に留保されている憲法制定権を、国民議会が行使する行為に対しては適用されない。」この提案は、四〇七対二五九で採択される。⁽²²⁾

委員会案第三条(右の追加条項により第四条となる)については、質問に際して「大臣某もしくは内閣は国民議会を信頼している、もしくは信頼してない」という文言を必ず置かねばならず、公権力の諸権限もしくは構成に関する質問は、国民議会の三分の二以上の多数でもってしか取消すことができない、とするサンサスの修正案および質問が大統領の責任にかかる場合には国民議会の決議によって大統領は演説できる、とするルシアン・ブラン(Lucien Brun)の修正案が提出されるが、いずれも採択されない。結局、委員会案は四六一対一三五で採択され、第四条となる。⁽²³⁾

委員会案第四条(第五条となる)については、共和制が君主制かを人民に問うた上で政治形態を決すべきだとするドゥ・セシー(de Saisy)の修正案⁽²⁴⁾、「組織法」作成のための委員会指名を要求するジヤン・ブリュネの提案⁽²⁵⁾、国民議会は、領土の解放と確定的制度の樹立前には解散しないとするドゥ・ベルカステル、デュ・タンブル(du Temple)、カライヨン・ラトワール等の修正案が提出されるが、いずれも採択されない。次に、ドゥ・ギロー(de Guiraut)は委員会案第四条(第五条として扱われる)の否決を求める提案を行う。⁽²⁶⁾彼は次のように主張する。「私は今日、はなはだ簡単にいって、国民議会が第五条そのものを純粹かつ單純に否決することを要求するものである。国民議会は、すでにその主要な諸規定を採択したところの法案にいかなる支障ももたらすことなく、そのようにすることが

である。事実、第五条は最初の四箇条と一体をしていない。それはその法律において孤立せるものである。最初の四箇条は現在にかかるものである。……しかし諸君、第五条は現在にかかるものではなく、それは将来にかかるものである。⁽⁵⁾これに対し、ド・オーランヌ (Duvérger de Hauranne) は第五条を弁護して、「諸君、第五条は、私が諸君に対して常にいつてゐるよろに、確定的憲法の道程における第一歩である。……ある人々は言ふ。われわれは、われわれを静穏のうちに議会主義的君主制へと導いてゆく諸制度が必要である、と。他の人々はいう。われわれは臨時的な諸制度が必要であるが、それはわれわれを静穏のうちに共和制の決定的确立へと導くものである、と。最後に別の人々はいう。共和制にも君主制にもどちらにも適用可能な二重の目的をもつた諸制度が必要である、と。諸君、そのようなことは絶対に不可能である。われわれが三〇人委員会第五条を承認するのは、そのような意味においてではない。われわれは、事実、そこに政府の臨時的な組織 (une organisation provisoire du Gouvernement) しか認めない。しかし、われわれは、いの臨時的な組織が現状の上に創られることを欲するのである。ところで、現状とは何であるか。それこそは共和制である。ところが、ルイ・ブランは言つ。「私がこの条文を否認する第一の理由は、それが妥協の産物であり、その意味するところは私には曖昧であり、かつ、私はその影響力を恐れるからである」。ブローエー公とその同調者達は「共和制を力ずくで倒壊させる」とが不可能であるので……彼ら向かひに共和制を修正できないかどうか……共和制を君主制的にする (la monarchiser) 」とができるかどうか」をねらつてゐるのだ。⁽⁶⁾

以上の議論にもかかわらず、すでに大勢は決してゐる。三月一日、委員会案第四条第一項は四三四対一八六、第二項は三七八対一〇七、第三項は四五七対一五九、第四項は二八〇対二一六でそれぞれ採択され⁽⁷⁾この法案の総体は三月一二日、四〇七対二一五で採択される⁽⁸⁾以上が、三〇人法 (loi des Trente) と呼ばれる「公権力の諸権限と閣僚の責任の条件を規定する」と目的とする一八七三年三月一二日の法律の成立過程である。

この法律は、ティエールを国民議会の権威のもとに位置づけることによつて、彼の政治的影響力を牽制しようとした「リヴェ法」が予期した効果を導くことができなかつたことから考へ出されたものである。しかし、ルイ・ブランも指摘していくように、所詮は政治的妥協の産物であり、右の「三〇人法」によつてティエールの影響力が失われたわけではない。外交問題および政府の全般的政策にかかる問題についてティエールは演説しうるのであり、当時の政治状況においては、見方次第によつては、全ての問題が政府の全般的政策にかかるものであるともいえるのである。この意味において、デュギーがいうように、この法律は「共和国大統領に対する君主主義的多数派の闘争における休戦でしかなかつた」。しかし、ティエールは、この「休戦」にのどかに身を委ねてはいない。

註
① J. O., 13 Juillet 1872, p. 4782.
② ibid., p. 4782.

③ ibid., p. 4782.
④ J. O., 14 Novembre 1872, p. 6981.
⑤ ibid., p. 6983.

⑥ L. Duguit et H. Monnier, op. cit., p. CXXV.

- (7) J. O., 28 Février 1873, p. 1405.
 (8) L. Duguit et H. Monnier, op. cit., p. CXXVII.
 (9) J. O., 4 Mars 1873, p. 1507.
 (10) ibid., p. 1511.
 (11) J. O., 5 Mars 1873, pp. 1533-1539.
 (12) ibid., p. 1539.
 (13) J. O., 6 Mars 1873, p. 1556.
 (14) ibid., p. 1556.
 (15) ibid., p. 1559.
 (16) ibid., pp. 1559-1560.
 (17) ibid., pp. 1560-1563.
 (18) ibid., p. 1563.
 (19) ibid., pp. 1563-1564.
 (20) J. O., 7 Mars 1873, p. 1583
 (21) ibid., p. 1583.
 (22) ibid., pp. 1583-1585.
 (23) J. O., 8 Mars 1873, pp. 1604-1607.
 (24) J. O., 7 Mars 1873, p. 1585.
 (25) J. O., 8 Mars 1873, p. 1607.
 (26) J. O., 9 Mars 1873, p. 1641.
 (27) ibid., pp. 1641-1643.
 (28) ibid., pp. 1643-1644.
 (29) J. O., 11 Mars 1873, pp. 1676-1682.
 (30) ibid., p. 1683.
 (31) J. O., 12 Mars 1873, p. 1702.
 (32) ibid., p. 1704.
 (33) ibid., pp. 1706-1708.

- (34) J. O., 13 Mars 1873, pp. 1727-1730.
 (35) J. O., 14 Mars 1873, p. 1760.
 (36) L. Duguit et H. Monnier, op. cit., p. CXXXIX.

H ハマールの選陣

トーハム「休戦」状態は、長くは続かなかった。五月十九日、110〇余名の右翼議員は連署して、次のよつた質問状を提出する。「ト記の署名者は、時局の重大さが、最重要な問題として、祖国を補強するよつた堅固な内閣を必要としてることを確信し、その内部において展開された最近の諸改造と、統治において断固たる保守的政治を通すべき必要性とに関して、内閣に質問する」とも要求する。

彼らは、トの質問に関する議論の由を金曜日に設定する」とを提案する。^①

トの提案のあと、司法大臣アントワールは、「公権力の組織および第一院の創設に関する法律」(une loi relative à l'organisation des pouvoirs publics et à la création d'une seconde chambre)案を上程するが、国民議会は読会(la lecture)に入ることを拒否する。^②直ちに、ペイヤー(Peyrat)は次のよつた動議を提案する。「ト記に署名した人民の代表者たちは、選ばれたいかなる国民議会も、正確に定義された争いがたい特別の委任によつてしか憲法制定権を行使する権利を有していないと料し、この種のいかなる委任も現在の国民議会には付与されてこなかつたところ、疑わしい場合にはおやしく、その疑いは、新たな国民議会指名のための選挙人への訴えによってしか晴らされえないと思料し、国民議会に憲法制定権を帰属せ

しなるやうな憲法案の提案(*la présentation des projets constitutionnels*)に對して抗議するりん……を御願ひや。したがつて、われわれは次のやうな法案を提出する。單一条——国民議会は、一五日以内に、その解散の時期に關して宣告する。」しかし、この動議は否決される。⁽³⁾政局は緊迫状態にある。五月一一三日、司法大臣であり内閣副議長であるデュフォールは、三月一三日の法律第四条にもとづいて次のやうな閣議決定を宣告する。「内閣は、審議の結果、今月一九日の會議において国民議会の事務局に提出された質問が政府の全般的政策に結びついており、したがつて、共和国大統領の責任にかかるものである」といふとを宣言する。大統領は議論に参加する権利行使するであろう。その権利は一八七三年三月一三日の法律第四条の規定から彼に導かれるものである。⁽⁴⁾

五月二四日ティエールは演説する。それは、これまでの彼の統治の総括であり、諸党派からなる国民議会の勢力関係の分析であり、彼の政治姿勢の表明である。彼は「現状において必要なのは「党派の政治」(*un Gouvernement de parti*)ではなく、「賢人の政治」(*un Gouvernement de gens éclairés*)である。それは、秩序が確立され、祖国に平和がもたらされるまでは、無秩序に対して峻厳であり冷酷でさえある政治であり、鬭争と無秩序が止んだ時には和平で、公平で、協調的な政治である。平和はもたらされたが、それは「名目的な平和」(*la paix nominale*)であり、秩序は回復されたが、それは「物理的秩序」(*l'ordre matériel*)である。真に確立されるべきは「道徳的秩序」(*l'ordre moral*)である。しかし、この道徳的秩序が確立されるべきだとしても、そのことは君主制か共和制かという政治形態をめぐる問題にかかわっている。ところが、一方は

君主制を主張し、他方は共和制を主張してゐるところのが国民議会の実情であり、しかも、それぞれにおいても見解の相違がみられる。この両極の間にあって、祖国を堅固にするもの、それは「眞の保守的政治」(*la vraie politique conservatrice*)である。それこそが確實な方法で物理的秩序を確立し、国民議会に委ねられている困難な問題の解決によつて道徳的秩序の確立に着手せんとするものである。⁽⁵⁾

同日午後、議会は再会される。エルヌール(Ernoul)は次のやうな議事日程を提案する。「国民議会は、政治形態が議論に付されていないと思料し、国民議会がその諸決定の一つによつて提起され、かつその国民議会が検討すべきである憲法的法律を占有していると思料し、しかし、今日から、政府の中に断固たる保守的政治を優位せしめる」とによつて祖国を堅固にすることが重要であると思料し、先の内閣改造(*les récentes modifications ministérielles*)が保守主義者の関心に期待された満足を与えたことを遺憾に思い、「議事日程を統ける。」彼は、この(不信任の)議事日程に関する先議を要求する。⁽⁶⁾規定によれば、政府提案の「単純議事日程」(*l'ordre de jour pur et simple*)が優先するが、政府提案の議事日程は三四八対三六一で否決される。これに対し、エルヌールの不信任案は三六〇対三四四で採択される。⁽⁷⁾

同日夜、第三回の會議が開かれ、デュフォールは、彼とその同僚がティエールに辞表を提出し受理されたこと、さらに、ティエールの教官を国民議会議長に送付したことなどを報告する。国民議会議長はこの教官をなむち辞表を朗読する。これに対し、「下記署名者は、国民議会がティエール氏の辞表を受理しないことを提案する」とのソワイエ(Soye)等の提案が出される(左翼はトゥレ・ビヤンを連

呼する)が、二二二一対二二六一で採択されない。⁽⁵⁾これによつて、ティエールの退陣が確定する。次に、「下記署名者は、共和国大統領ティエール氏の辞任に鑑み、国民議会に対し、その後継者の指名のための投票手続に直ちに入るよう提案する」との提案がなされる(右翼に喝采あがる)⁽⁶⁾。しかし、ティエールの時と同様の「合法的かつ憲法的条件」のもとでその後継者選出の投票がなされる。投票結果は、投票総数三九一「自由票」のうちマクマオノ元帥(*le maréchal de Mac-Mahon*)が二九一票(グレヴィイガ一票)を得る。⁽⁷⁾マクマオノはティエールの後継大統領となる。

註

- ① J. O., 20 Mai 1873, p. 3204.
- ② ibid., p. 3205.
- ③ ibid., p. 3205.
- ④ J. O., 24 Mai 1873, p. 3278.
- ⑤ J. O., 25 Mai 1873, pp. 3307-3313.
- ⑥ ibid., p. 3315.
- ⑦ ibid., p. 3316.
- ⑧ ibid., p. 3318.
- ⑨ ibid., p. 3319.
- ⑩ ibid., p. 3319.
- ⑪ ibid., p. 3320.

むやびにかえて

ティエールの退陣後、大統領マクマオノのあと「王政復古」の

試みがみられる。しかし、先にみてきたように、君主主義者はシャンボーレ伯を戴くレジティミストとパリ伯を戴くオルレアニストに分裂しており、両者の協同作業を抜きにしては「王政復古」は不可能である。シャンボーレ伯は「無条件的王政復古」に固執することによって、この協同作業を挫折させてしまつ。この挫折によりて、君主制実現への道は、事実上閉ざされたといつてよい。

この「王政復古」の挫折は、これまで見てきた第三共和制憲法成立前史の延長線上に位置づけられる。先に、「二〇人法」の成立を、「共和国大統領に対する君主主義的多数派の闘争における休戦」として捉えたが、この「休戦」およびその延長線上に位置づけられる

「王政復古」の挫折は、単に国民議会の内部事情とりわけ君主主義的多数派の内部事情のみによつて説明するだけでは充分でない。すでに、ナポレオン三世の帝制が「独裁帝制」から「自由主義帝制」へと変質を余儀なくされたこと、そして一八七〇年の「国防政府」が「共和制」を前提として発足したことを見ても明らかなるように、一九世紀後半のフランス資本主義社会は、「王政復古」という君主主義者の夢をのどかに見つくしているいとまをもはや与えはしない。そのことについては別稿を用意しなければならないとしても、重要なことは、ティエールが、このような時代認識を有していくか否かはともかくとして、その在任期間中において「共和制」(議会主義的共和制)への橋頭堡を築いてしまつたという点である。君主主義者を多数派とする国民議会が、一八七五年の三つの憲法的法律を制定する」とによつて共和制を確立したのは、この橋頭堡に負つてゐるところ過言ではない。本稿が、ティエールの退陣をもつて第三共和制憲法成立前史を閉じるのはこの意味においてである。

大革命以来約一世紀、フランスはさまざまな政治形態を実験台にさせてきた。まさしく、フランスは政治形態の実験場であつたといつてよい。第三共和制憲法が成立するには、まだ幾つかの試行錯誤の期間を経なければならないが、それは見方によれば、約一世紀にわたる実験データ分析の期間であるともいえるのであり、その意味では、ティエール在任期間中の内外の情勢と国民議会の諸議論は、その分析を可能ならしめるための「産みの苦しみ」を表現するものにはかならない。そこではもはや、憲法制定権の所在をめぐる問題は、最初にみたデュギーやエスマンの学説が憲法理論としてよく展開するところであるとしても、そして次々と登壇する国民議会の論客の能弁でもつて鋭利に展開されるところであるにしても、それ自体としては解決されず、その「産みの苦しみ」の中に融解されるほかないのである。